

ニューズレター

のぞみの園のこれまでの中期目標（以下「前中期目標」といいます）が本年三月三十一日をもって終了することに伴い、厚生労働大臣から、平成二十年度から二十四年度までの五年間を目標期間とする中期目標（以下「新中期目標」といいます）が指示され、これを達成するための中期計画をのぞみの園において作成し、厚生労働大臣の認可を得ました。

新中期目標・計画を決定

第一に、自立支援のための取り組みについては、地域移行を積極的に推進することにより、施設利用者数を平成十五年十月の独立行政法人移行時に比べて三割削減する旨の目標が設定されました。

前中期目標では三割から四割の削減とされていましたが、独立行政法人整理合理化計画の中で「施設利用者の状況、地域における受け入れ体制整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した到達目標を設定すべき」旨が指摘されたことを踏まえ、見直しが行われたものです。

さらに、重度知的障害者に対する自立のためのサービスモデル等を構築し、知的障害関係施設等への普及に取り組みむという新たな目標が設定されました。

第二に、調査・研究と養成・研修については、前中期目標とおおむね同様の内容となっておりますが、調査・研究では、その内容に応じて関係機関等との連携協力により実施することが、また、養成・研修では、次代の福祉の担い手を養成するための効果的なプログラムを策定して実施することなどが明記されました。

新中期目標を達成するための中期計画については、のぞみの園のホームページをご覧いただければと思います。職員数に関する指標として目標期間の期首の二百七十九人を期末に二百二十三人まで削減することが掲げられています。また、調査・研究の具体的なテーマや養成研修の具体的な目標については、各年度ごとに厚生労働省等の意見等を踏まえて設定することなどが新たに明記されています。

新中期目標は、昨年末に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえて策定されており、その柱立ては前中期目標と同様に、「業務運営の効率化に関する事項」「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」「その他業務運営に関する重要事項」から成っています。

確かに掲げられています。特に、給与については、現行の水準を維持する合理的な理由があるかどうかを検証し、その検証結果や取り組み状況を公表するものとされています。これらの効率化に伴う経費節減の目標として、国から交付される運営費交付金（定年退職者の退職手当に充当するものを除く）について、平成二十四年度の額を、十九年度の額と比べて二三割以上削減するものとされています。前中期目標の一三割以上の削減と比べると、相当に厳しい目標設定となっています。

また、内部統制・ガバナンス強化や随意契約の適正化への取り組みに関する目標が新たに導入されました。

次に、「業務の質の向上」関係です。

これらの新中期目標・計画に沿って、重度知的障害者の自立支援をめぐるさまざまな課題について関係者との協力連携を図りながら、全力で取り組み、その成果を全国に情報発信し、独立行政法人としての役割、また、国立施設としての役割を全うしてまいりたいと考えています。

今後とも全国の関係者の皆様のご理解ご協力、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まず、「業務運営の効率化」関係では、効率的かつ柔軟な組織編成、今後予定される施設利用者の減少等に応じた適切な職員配置、給与体系および給与水準の見直しによる人件費改革などの目標がより明

次に、「業務の質の向上」関係です。

（理事長 遠藤 浩）

（理事長 遠藤 浩）

行動援護従業者養成 中央セミナーⅡ開催

概要

行動援護従業者養成中央セミナーⅡは、平成十九年七月の開催に引き続き、本年度二回目のセミナーとして、平成二十年三月四～六日の三日間の日程で行われました。

以下、セミナーの概要を報告します。

◇ ◇ ◇
セミナー第一日目は、社会福祉法人むそう理事長戸枝陽基氏、社会福祉法人ぐんぐんセンター長山口久美氏、NPO法人それいゆセンター長水野敦之氏の講義と日本自閉症協会作成のDVDの上映がありました。

戸枝氏の講義は「行動援護を理解する」の制度の成り立ちと支援の実際というテーマで、行動援護を理解する（具体的なサービスの理解と対象者・判定基準の理解）、行動援護の制度的課題（必要な人へ必要な支援を必要な時

に）、という基本的なものから、アセスメント↓個別支援計画↓行動援護↓カンファレンス↓アセスメント…と実践的な内容となっていました。また、最後にヘルパーに求められる専門性のお話がありました。

山口氏の講義は「行動援護の基本Ⅰ」というテーマで自閉症のキャップハンディ（ユースレーター第十二号で紹介）の演習を中心に進められました。「私の言ったことをしてください」といきなり外国語らしき言葉で話しかけられました。あとでベンガル語であることが分かりましたが、意味を理解できずに困っている人、開き直って勘で手足を動かしている人と受講生の反応はさまざまでした。次に小さく切った紙を軍手をしたまま束ねてクリップで留め、それを封筒に入れ、セロテープで留めるという作業を行いました。自閉症の一般的な特性を理解することを目

的とした講義でしたが、疑似体験を行うことで自閉症を理解するヒントになりました。

水野氏は「自閉症の理解と支援」の行動支援に向けて、というテーマで自閉症について詳しく話されました。特に分かりやすかったのが、氷山モデルの解説です。観察される自閉症の特徴的な行動、こだわり・かんしゃく・パニック・多動・特異な行動などは氷山の水面に見えている部分であり、水面下に要因が隠れていると言うことです。水面下の要因とは、環境の要因（行動を引き起こすさまざまな状況・さまざまな刺激・複雑で分かりにくい環境など）と本人の特性（全体よりも細部に注目してしまう・感性の特異性・行動の見通しがもて

ない・整理統合の困難さ・期待されていることが分からない・社会的報酬が動機付けにならないなど）の二つで相互に影響しているということでした。

二日目午前中はサポートセンターぴっころ代表安井愛美氏の「行動援護の技術Ⅰ」のアセスメントの実際というテーマで講義と演習がありました。

演習は、行動援護（移動支援）の実際場面を記録したDVDを視聴し、そこに映る利用者の状況を六つの場面に分けて、利用者の行動から受けた印象を基にアセスメント票1『第1印象』に記入するというスタイルで行われました。

その後講師より解説があり、再度DVDを見て、利用者が我々と同じ言葉が発せられると仮定して、言いたいであろう気持ち・根拠となる行動はどれか・関連する障害特性は何かという三項目をアセスメント票2『利用者の頭の中』に書き込み、終了しました。

午後同じDVDを見て、個人で行動支援計画シートに六つの場面で本人が見せる困

難さ、活用できる本人の強みを記入しました。その後グループ演習に移りました。グループは七～八人で各グループにインストラクターが配置され、インストラクターの指導の下、行動支援計画シートを完成させました。その後指名されたグループが発表し講評がありました。最後に、改善された行動援護のDVDを視聴しました。

三日目はNPO法人ゆめじろう理事長出口晋氏の講義と演習がありました。演習は設定された条件で最善な方法をグループごとに協議しロールプレイというかたちで発表しました。ちなみに、筆者はヘルパー役になり必死に台詞を覚えましたが、残念ながら我がグループは指名されることはありませんでした。

最後に行動援護従事者研修受講者の事前・事後におけるチェックリストの答え合わせがありました。インストラクターより、中央セミナーだけあって正答率が高かったとの評価を頂き、三日間にわたるセミナーを終了しました。

（生活支援部 くらまつ寮
主任生活支援員

田口 茂幸）



平成19年度補助金事業

行動援護演習プログラムの開発について

当法人では、平成十八年度から厚生労働省の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」補助金を受けて、行動援護のサービスの普及、サービスの水準の確保、また、サービス従業者の確保に取り組んでいます。

◇ ◇ ◇
初年度は、「第1回行動援護従業者養成中央セミナー」を開催しました。

厚生労働省の後援を得て、都道府県が実施する行動援護従業者養成研修会（以下「都道府県養成研修会」）の講師養成のための中央研修会として行いました。

この年は、中央セミナーの講師陣を中心に編集委員会を編成し、上記補助金事業として、行動援護を学ぶための基礎的な理論と知識、実際にサービス提供をする場合の援助技術や留意点などについて体系的にまとめた「行動援護従

業者養成研修テキスト」を作成しました。併せて、演習用教材として、障害のある人の成長の記録と行動援護の支援の事例を収録したDVDを作成しています。

平成十九年度は、上記補助金事業として「行動援護従業者養成研修演習プログラム」の開発事業」に取り組みました。

まず、七月に「第2回行動援護従業者養成中央セミナー」を三日間の日程で開催し

ました。第1回中央セミナーの実施により、参加者の行動援護に関するスキルの確実な向上のためには、演習時の適切な助言が必要である事が確認されたので、十二人のインストラクターを確保し、演習プログラムを工夫し実践しました。

このセミナー終了後、この演習プログラムの有効性の検証を行うとともに、都道府県の養成研修会の実施状況の把握とその研修内容の評価など

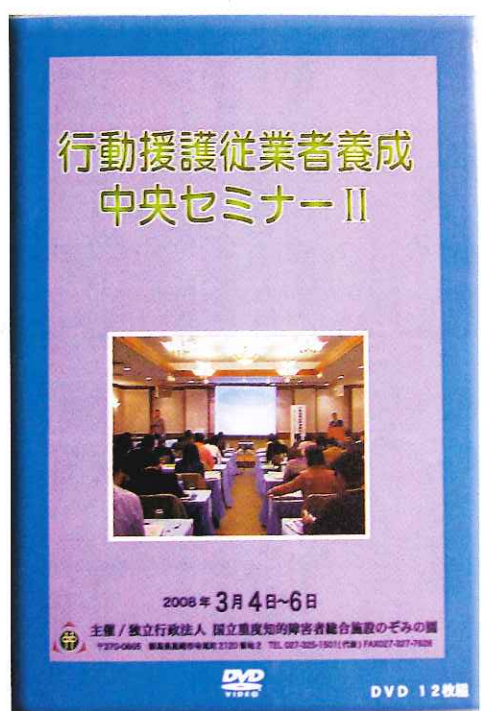
を行うなかで、都道府県の養成研修会で分かりやすく、かつ、効果的に演習の指導ができるように、演習プログラムを再構築するための検討を行いました。そこでは、各地の研修受講者の知識と能力にかなりの差があること、都道府県の研修の実施状況も回数や内容に差があることが課題となりました。

そのため本年三月、リニューアルしたプログラムの実施と、さらなる都道府県インストラクターの確保を目指した「第3回行動援護従業者養成中央セミナー」を実施しました。これにより本年度事業の主成果物として演習プログラムと指導マニュアルを作成し、併せて、養成研修受講者一人ひとりについて、演習の効果測定するために、具体的な評価項目を整理したチェックシートを作成しました。これにより全国で共通に行え

る標準モデルが完成しました。また、演習プログラムの開発の参考に、都道府県の養成研修会の実施状況に関する調査、行動援護従業者の意識や支援技術を把握するためのアンケート調査などを行いました。これらの集計、分析結果を踏まえ、行動援護の普遍化に向け課題整理を行い、成果を平成十九年度報告書として取りまとめました。

平成十九年度の補助金事業の成果として、研修プログラムと進行マニュアル、効果測定シートが完成し、全国で共通の標準モデルが成果として得られました。でき次第、各都道府県に報告書と共に配布する予定です。各都道府県での養成研修でご利用ください。

◇ ◇ ◇
行動援護については、新年度より二十四点満点中十点が利用対象の基準が八点に下げられる予定です。増大する需要に定めるヘルパーの供給が急務です。当法人開発の研修ツールにより、行動援護の一層の普及と理解の深まり、サービスの質の向上が図られることを期待しております。
(席調査役 田中 正博)



行動援護従業者の行動援護事業実施に関する意識調査実施

演習プログラム再構築の検討資料に活用

当法人において、行動援護従業者研修のひな形としての行動援護従業者の養成に関する演習プログラムの再構築を行っていることは、別稿、「行動援護従業者養成研修中央セミナー演習プログラム検討委員会について」の中でもふれておりましたが、ここでは、演習プログラムの再構築に向けて行ったアンケート調査結果について報告します。

演習プログラムの再構築に当たっては、各都道府県における研究の状況や行動援護の実施状況を把握し、より障害児・者が利用しやすいサービスが提供できるような事業となるよう開発したいと考えております。そこでこの度、全国の行動援護従業者を対象に、以下の意識調査を実施しました。

調査の概要

一、調査目的

障害児・者の地域参加において重要な役割を担っている行動援護従業者が、地域生活支援を進める上で用いる支援技術や方法論の現状と課題を把握し、行動援護従業者養成研修演習プログラムの検討の基礎資料として活用すること

を目的としました。

二、調査方法

調査対象者に調査票を郵送し、回答・返送してもらう方法をとりました。

三、調査対象

独立行政法人福祉医療機構の障害福祉サービス事業者情報掲載の名簿をもとに、行動援護の指定を受けている事業所全数（千三百五十九カ所）に調査票を送付し、当該事業所で行動援護に従事する職員一人につき一部、調査票を記入していただきました。

四、調査時期

平成十九年十月～平成二十年一月

五、回収状況

千八十二人の従業者より回答を得ることができました。

六、調査結果

回答者の属性は、「男性」三三・二割、「女性」六六・一割。保有している資格は、「ヘルパー」が七六・四割と最も多く、次いで「介護福祉士」が四七・〇割でした。行動援護従業者養成研修への参加動機への問いに対しては、「ヘルパーとしての資質の向上」が約七〇割となっており、次いで「資格要件の緩和のため」が約二〇割台となっておりました。行動援護の仕事のやりがい（必要性）をどのような点に感じているか、という問いに対しては、「利用者からの反応」が五三割、「地域生活に貢献している」が四四・五割と約半数の人が認めつつも、「利用者への対応が難しい」と回答している人が六五・二割いることから、行動援護の仕事が大変だと感じ

ている従業者が多いことがうかがえます。

また、行動援護に関する研修への参加の有無を聞いたところ、当法人が実施する養成研修への参加経験を持つ人が三六・八割、その他の指定事業者等が実施する行動援護に関する研修への参加経験を持つ人が一二・九割と、当法人が実施した養成研修への参加割合は高く、当該研修が開催された意義は大きいと考えられます。

◆ ◆ ◆
今後は本調査結果を、演習プログラムを開発する際の検討素材として活用させていただき、行動援護従業者養成中央セミナーなどの研修会開催のノウハウを活かしていきたいと思えます。

また、行動援護の課題についても検討・整理し、行動援護を必要とする方々の支援に役立つよう取りまとめを行く予定です。

（企画研究部

研究係 村岡 美幸）

平成19年度の調査・研究の結果報告

取り組み状況と成果物の作成等

平成十五年度から始まった

中期目標の中で、調査・研究については「高齢の知的障害者、重複障害者、行動障害のある知的障害者及び医療的ケアを必要とする知的障害者等、重度知的障害者の地域への移行に向けた施設内処遇と地域生活支援体制の構築の在り方に関する調査及び研究を行うこと」と定められています。

この目標に沿って、平成十九年度も引き続き調査・研究が行われ、合計十本の研究が終了いたしました。以下、終了いたしました研究テーマです。

一、厚生労働省障害者保健福祉推進事業

「障害者自立支援調査研究プロジェクト」

行動支援従業者の行動支援

護事業実施に関する意識調査

査

二、地域移行後を想定した社会生活力を高めるための支援アセスメントについて(2)

三、知的障害のある人の地域生活移行支援過程における満足度の把握

四、障害特性に応じた就労支援における安全管理に関する研究

五、地域移行の際の保護者の意思決定に関する調査研究

六、地域移行に対する地方自治体の受け入れ態勢に関する調査研究

七、地域生活移行の進捗状況アセスメントについて

八、重度知的障害者におけるストレス度チェックに関する研究

九、褥瘡の治療ケアと予防ケ

アに関する研究

十、歯科衛生士専門学生への障害者歯科診療実習に関する研究

将来、障害者歯科診療の歯科衛生士の担い手となるように

この他に、厚生労働科学研究(平成十六・十八年度)の分担研究である「群馬県知的障害者の医療を考える会」の活動は今年度も継続され、当法人ホームページに知的障害、自閉症、広汎性発達障害などコミュニケーションに障害のある患者の診療または相談を行う医療機関のリストの掲載や、群馬県医師会の一般医療機関向けの対応マニュアル作成の機運を高めるといった成果を生み出しました。学会等の報告については、

二〇〇七年八月の日本発達障害学会第四十二回研究大会を皮切りに、二〇〇八年二月の群馬県知的障害者福祉協会第三十六回研究発表会まで合計六本の研究あるいは実践報告がなされました。

その他、当法人のフィールドを使った研究協力として、日本障害者歯科学会宿題研究「障害者における口腔の加齢変化」が平成十九年度後半から始まりましたが、これは平成二十年度も続けて行われる予定です。

以上、ご紹介させていただきました平成十九年度終了済みの調査・研究や学会報告等は、当法人の第一号の「調査・研究報告書(仮称)」としてまとめられる運びとなり、現在研究担当者が最終作

業を行っております。「調査・研究報告書(仮称)」完成の暁には、当法人の調査・研究にご協力くださいました方々を含め、関係者の皆さまのお手元へお送りいたします。まだまだ至らぬ点も多々ございますが、ご一読いただき、ご指導ご助言いただければ幸いです。

障害者福祉の流れの変化と共に、必要とされる研究課題も変わりますが、研究課では障害のある人達の生活や活動全般に必要とされるさまざまな研究について全力で取り組み、その成果を全国に情報発信して、障害のある人たちの福祉の向上に微力ではありますが貢献できるように努める所存です。

今年度の調査・研究では、当法人以外の方々にも多くのご協力をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げますと共に、次年度以降の研究でも皆さまのご協力ご理解およびご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(企画研究部)

研究課長 松永千恵子

知的障害のある人のサポートを具体化するための活動

群馬県警察学校の見学実習

国立のぞみの園では、施設で生活をされている利用者の支援、および地域で生活をされている障害のある方をサポートする役割を、社会資源として関わりを持ち続けています。

知的障害のある人が、地域でその人らしく生活を営むことができないためには、多くの組織やさまざまな人との関わ

りを育て深める必要があります。一つひとつの関係を大切にする過程が、結果として障害のある方の生活を支える具体化に結びつくことを願ひ、国立のぞみの園は、群馬県警察、消防署、行政、地域で生活されている皆さまがたに協力をお願いしてきました。



知的障害のある人は「コミュニケーションが上手にとれない」「危険に対する防御や難しいことが分からない」「さまざまなことに固執する」など地域で生活をする中で理解をされない、誤解や批判

を受けることがあります。これらの行為の多くは、発達の遅れが主な原因であり、生活環境などが整うことでその人らしい成長が得られると考えられています。「社会生活にうまく適応できない」のであれば、少しでも社会が当事者に近づくことが望まれます。「自分の想いを言葉で表せない人」であれば聴く姿勢を持つサポートをお願いしたいと思います。国立のぞみの園では、障害のある方との関わりを通して理解していただきたく、多くの皆さまに機会を提

供しております。知的障害のある方の理解とサポートをお願いするため、当法人では、平成十六年から群馬県警察学校に「国立のぞみの園の業務内容及び知的障害者の支援等に関すること」をテーマに職員を派遣して講義を行っています。この経験から、講義だけではなく現場で当事者と関わることで、人が人と関わる時に必要となる間合いなど、人をとら

える視点の広がり期待できることから、本年度初めて警察学校の生徒の現場での実習を提案して実施しました。警察学校の生徒さんたちは、障害のある方との交流が初めてという人が多い中で、利用者向き合うことで利用者の生活を知り、それらの経験や理解の幅を一人ひとりから感じていたようです。当初は、障害のある方との関わりからさまざまな利用者

の行動に戸惑い、言葉の使い方を考えあぐねる状況から、関わりを躊躇ちゅうちゅうしているようにも感じられました。しかし、利用者の笑顔に安心し、手をつなぐ、車いすを押すなど、具体的に関わる中で、言葉で伝えるきっかけをつかみながら支援に取り組みれていました。

人と人が関係を深めるためには、言葉の理解とともに、関わる時間が必要になります。今回の体験でも、多くの方の感想として、短い時間の中で利用者の意志などの汲み取りが難しいとのことでした。問いかけに対しても、利用者によってさまざまな反応があつて、対応の難しさを感じられていたようでした。

警察官に強い感情表出や行動をあらわす方（利用者）や、人との関わりを拒もうとする方（利用者）に対してどのような応対をしていくのか、といった課題はたくさんありますが、今後活躍される現場で、人を理解する姿勢を今まで以上に大切にされていくことを期待しています。

国立のぞみの園での経験は、施設の中で生活をされる方との関わりでしたが、地域では一人ひとり異なる生活を営む皆さんがいます。

警察学校の生徒の皆さんには、ここでの経験を知的障害のある方と向き合うひとつのきっかけとして、地域で「その人がその人らしく生活を営むこと」を支えていただくために、さまざまな支援組織との情報の共有化を含めた関わりなどのご協力をお願いしたいと考えております。

（前企画研究部
養成研修係長

山崎 孝

のぞみの園における地域移行の軌跡

～移行実績と報告書の発行～

今年度で、当法人の第一期中期計画が終了します。平成十五年十月一日に独立行政法人となり、そこから今日までの四年半の間に、四十四人の利用者がそれぞれの出身地へ地域移行されました。

か、手順も方法も事務手続きすら全く分からなかった当時、職員研修においていただいた伊達市地域生活支援センター所長の小林繁市氏に、「街での暮らしについて、言葉ではなかなか伝わらない人たちだから、経験を通じて理解してもらおうことが大切」との言葉をいただいたことを思い出します。でも実際は、全く経験のない我々職員にとって、どのようにそれを実践したら良いのかさえも思い悩む日々でした。

しかし、翌年度の平成十六年四月に、宮城県での地域移行（いわゆる宮城方式）を実践、確立した渡辺次男氏を総合施設長兼地域生活支援部長として、また、神奈川県で相談支援を行い、レスパイトの草分けであった田中正博氏を地域生活支援課長として迎える強力な布陣を敷き、いよいよ本格的に当法人は地域移行に取り組みするところとなりました。そして、同年八月二十五日当法人第一号の地域移行者があふさとのグループホームへと移ったのを皮切りに、十六年度が五人、十七年度が六人、十八年度が十四人。そして今年度が十九人と徐々に

実績を伸ばすかたちで実施することができました。

平成十六年度当初は青森県・長崎県・沖縄県の三県をのぞく、四十四都道府県出身の利用者がおり、受け入れていただける事業所を見つけること、またその事業所を見学すること、各県や市区町村に協力要請すること、全てに当法人からの距離と地域格差を感じながら行っていたのを思い出します。距離に関する状況は現在も変わりませんが、自立支援法の施行等により、地域格差は徐々に変化しているように感じます。

また、当時は利用者のご家族の皆さんやマスコミも、「地域移行」施設を追い出さ



れ、自宅に帰される」と考え、大騒ぎになりました。最寄りの福祉事務所に駆け込み、「施設を追い出される。何とかしてほしい」と相談したご家族など、不安を抱いた家族は少なくありませんでした。

その後、保護者会総会や各生活寮の保護者懇談会、面会時等を通じて、直接ご家族の皆さんにお会いして、当法人の地域移行の基本方針を繰り返し伝えることで、ようやく最近はそのような誤解を受けることが少なくなってきました。そして、徐々にではあります、「障害が重くて、当法人を出ること、ましてや街で暮らすなんてとても無理だ」と思っていたご家族が、

「近くに帰ってきてもらえれば、面会に行ける」また、街で生活体験している時の様子を見て、「施設にいる時と違う笑顔の本人を見ると、希望通りになってあげたい」といって地域移行にご賛同いただきました。

決して順風満帆ではなく、ひとつひとつ

つの地域移行に物語があります。受け入れていただいた事業所、橋渡しや後押しをいただいた都道府県・市区町村の担当者、勇気を持ってご決断いただいたご家族の皆さん、そして何より、移っていかれた利用者の皆さんの笑顔に支えられてやってこれたことであり、あらためて関わっていただいた皆さん、支えていただいた皆さんに御礼申し上げます。

◇ ◇ ◇

最後に、このたび、この四年半の経過を「地域移行の軌跡」として報告書にまとめることとなりました。内容としては、本文は当法人の概要や地域移行の特徴、進め方など、また、実際に地域移行された四十三事例の中から選んだ特徴的な九事例を紹介しています。資料としては、地域移行についての統計資料や報道された新聞記事、実際に使用したパンフレットなどを紹介しています。当法人の地域移行について、少しでもご理解がいただければ幸いです。

（地域支援部 地域移行係長 古川 慎治）

国立のぞみの園

施設紹介ビデオ完成

独立行政法人「国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」(以下「国立のぞみの園」という)として、平成十八年十月に新事業体系に移行した当法人を皆さまにご紹介するために「国立のぞみの園」の紹介ビデオ(DVD)をこのたび作成いたしました。これは、新事業体系に合わせて変更してきた「国立のぞみの園」の組織体制や事業内容への取り組み等をより具体的に皆さまにご理解していただけるように新たに作成したものです。

はじめに全体の構成ですが、「国立のぞみの園」がある群馬県高崎市の位置から始まり、施設の成り立ちが語られ、「国立のぞみの園」全体のあらましや、また利用者の方々へのさまざまな支援の取り組み等を分かりやすく紹介しています。

法人施設を利用者する方々への支援に関しては、施設入所支援として自立支援療育の様子、自活体験療育の様子、さらには医療的な配慮を要する重度の方の寮での取り組みの様子を紹介されています。また、こうした方たちの日常活動の様子や、地域からの通所支援の利用者の活動を行う活動支援部での創作活動から就労までの取り組み、地域での生活を支援しているグループホーム・ケアホームの様子や、地域の人たちが利用する日中一時支援や短期入所などが紹介されています。さらに、地域の方を支援する地域支援センターや、施設入所の方の地域移行への取り組みも紹介し、ボランティア活動の様子や地域との交流などを含めて「国立のぞみの園」の支援全体が理解していただけるものとなりました。



なお、このビデオ(DVD)は、各自治体を始め、関係施設

や団体等へ郵送する予定です。

ビデオをご覧になって「国立のぞみの園」に興味をお持ちになり、視察や見学、研修やボランティアを行ってみたいという方がいらっしゃいます。したら、ぜひご一報ください。お待ちしております。

(企画研究部 企画研修課長 久保 常敏)

ひょうくちメモ

「ごだわり」

先だつての行動援護従業者養成中央セミナー(本誌二面参照)の初日の講師の先生や受講生との交歓の場に居合わせました。T先生の発案で、自己紹介の際には、自分の「ごだわり」について触れることとなりました。因みに、T先生は衣類などの「皮のニオイ」とおっしゃられました。もちろん、半分はジョーク。それを受けて次の女性は、「赤ちゃんの授乳の際のオッパイのニオイ」とおっしゃられました。その女性は、子育て中とのこと。その他、川の流れ、鳥のさえずりとかジョークとも本音ともつかないいろいろなモノが続きました。時間の制約もあり全員

の方々から聞くことはできませんでしたが、これで講師の先生と受講生、受講生同士の間につきつかりコタワリもなく打ち解けました。

皆さんのお話を聞いて、入所利用者のAさんのことが直に思い浮かびました。Aさんは東北の出身で五十歳代の女性で、管理棟に良く来られます。言語によるコミュニケーションは支障員でないとなかなか困難ですが、慣れてくるとAさんのお話は断片的ではありますが分かるようになります。そのAさんは、よく「封筒」の類を事務職員に所望されます。封筒をお渡しすることができないことを丁寧に説明し始めると、いらだちを露わにされ、いわゆる「パニック」状態になります。筆者も当法人に着任間もない頃

の困惑したことが思い出され、支援員のお話だと「郷里の母親からの手紙を毎日のように心待ちにしている現れかと思っています」の回答で、やるせない思いをした思い出があります。

ところで、筆者の「ごだわり」はと問われるとイロイロありますが、最もごだわりているのは、「いと恥ずかしきこと」で人前では絶対に言えないものです。でも、それは自分で選択しながら、家族の力を借りたりして得ることはできます。障害のある方々も、Aさんのように、必ずやあるかと思えます。支援の上で、コミュニケーションのできない方の想いやニーズを「汲み取る」ことが大切であること

(by S・O)

編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になった場合には、新しい送付先名称等をFAXやEメール等で事務局あてにご連絡をいただくと幸いです。

お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、ご連絡をよろしくお願い致します。

